

○特定野菜等供給産地育成価格差補給助成 金交付要綱

[平成15年10月1日付け]

[15農畜機第61号-2]

平成20年12月1日付け20農畜機第3471号変更
平成23年3月31日付け22農畜機第5183号変更
平成28年9月30日付け28農畜機第3284号変更
平成29年6月30日付け29農畜機第1921号変更
平成30年3月29日付け29農畜機第6795号変更
令和3年4月1日付け3農畜機第50号変更
令和5年4月1日付け5農畜機第287号変更
令和6年10月4日付け6農畜機第4326号変更
令和8年4月7日付け8農畜機第285号変更

第1 趣旨

独立行政法人農畜産業振興機構（以下「機構」という。）が独立行政法人農畜産業振興機構業務方法書第164条第1号の規定に基づき行う経費の補助については、野菜生産出荷安定法（昭和41年法律第103号）、野菜生産出荷安定法施行規則（昭和41年農林省令第36号）、野菜価格安定対策費補助金交付等要綱（令和4年4月1日付け3農産第3943号農林水産事務次官依命通知）別記4の特定野菜等供給産地育成価格差補給事業実施要領（以下「特定野菜等実施要領」という。）、野菜価格安定対策事業の推進について（令和5年4月1日付け4農産第4453号農林水産省農産局長通知。）別記4の特定野菜等供給産地育成価格差補給事業（以下「特定野菜等推進通知」という。）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号）、独立行政法人農畜産業振興機構業務方法書（平成15年10月2日付け農林水産省指令15生産第4153号認可。以下「業務方法書」という。）及び独立行政法人農畜産業振興機構業務方法書実施細則（平成15年10月1日付け15農畜機第7号。以下「実施細則」という。）に定めるもののほか、補助に必要な事項を定めた特定野菜等供給産地育成価格差補給助成金交付要綱を定め、これらに則して実施するものとする。

第2 補助対象経費

機構が業務方法書第164条第1号の規定に基づき行う経費の補助は、野菜価格安定法人（野菜価格の安定を目的として都道府県の区域を単位として設立された一般社団法人又は一般財団法人をいう。以下同じ。）が、特定野菜等実

施要領第3の2の規定に基づき、共同出荷組織又は相当規模生産者（以下「共同出荷組織等」という。）に対して、特定野菜等供給産地育成価格差補給交付金又は特定野菜等供給産地育成価格差補給金（以下「価格差補給交付金等」という。）をそれぞれ交付する場合に、その価格差補給交付金等の一部に充てるため特定野菜等供給産地育成価格差補給助成金（以下「価格差補給助成金」という。）を交付するものとする。

第3 価格差補給助成金の金額

1 価格差補給助成金の算出方法

機構が交付する価格差補給助成金の金額は、特定野菜等実施要領第4の2の(3)に基づき、次によるものとする。

ただし、第4の1の認定を受けた実施計画に記載された価格差補給助成金交付限度額を超えることはできないものとする。

(1) 特定野菜供給産地育成価格差補給事業（以下「特定野菜事業」という。）にあつては、当該業務区分について価格差補給交付金等の交付に関する契約を締結している共同出荷組織等ごとに、当該共同出荷組織等に交付すべき価格差補給交付金等の金額（以下「要交付価格差補給交付金等金額」という。）に3分の1（農林水産省農産局長が別に定める重要特定野菜については2分の1）を乗じて得た額の合計額を限度とする。

(2) 指定野菜供給産地育成価格差補給事業（以下「指定野菜事業」という。）にあつては、当該業務区分に係る共同出荷組織等ごとに、要交付価格差補給交付金等金額に共同出荷組織等別必要造成額を共同出荷組織等別準備金総額で除して得た割合を乗じて得た額を当該要交付価格差補給交付金等金額から差し引いて得た額の合計額を限度とする。

2 端数処理

1に基づき行われる価格差補給助成金の金額の算定において行われる端数の処理は、特定野菜等推進通知の12に基づき、次の(1)から(3)までにより行うものとする。

(1) 特定野菜事業にあつては、1の(1)の算出において、要交付価格差補給交付金等金額に3分の1を乗じて得た額に1円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。

(2) 指定野菜事業にあつては、1の(2)の算出において、要交付価格差補給交付金等金額に共同出荷組織等別必要造成額を共同出荷組織等別準備金総額で除して得た割合を乗じて得た額に1円未満の端数があるときは、これを切り上げるものとする。

(3) 1の(1)及び(2)の計算は、それぞれの計算の結果得られる額の小数第1位の数字が有効数字となるように行うものとする。

第4 価格差補給助成金の交付手続

1 実施計画の提出

(1) 価格差補給助成金の交付を受けようとする野菜価格安定法人は、特定野菜等実施要領第4の1及び業務方法書第165条の規定に基づき、あらかじめ特定野菜等供給産地育成価格差補給交付金等交付事業実施計画（以下「実施計画」という。）を作成し、機構の認定を受けるものとする。

(2) 野菜価格安定法人は、(1)の実施計画の提出に際し、価格差補給交付金等を受けようとする共同出荷組織等から、野菜価格安定対策事業の推進について（令和5年4月25日付け4農産第4453号－1農林水産省農産局長通知）第3の規定に基づき「環境配慮のチェック・要件化（みどりチェック）チェックシート」が提出されていることを確認するものとする。ただし、GAP認証を取得している共同出荷組織等は、みどりの食料システム戦略の趣旨を理解した上で、野菜を含む分野を対象とするGAP認証書等の写しを提出することによりチェックシートの提出を省略することができる。対象となるGAP認証は、以下のとおりとする。

- ・ JGAP
- ・ ASIAGAP
- ・ GLOBALG. A. P.
- ・ 国際水準GAPガイドラインに準拠し、農業者の取組状況を確認する体制を有する都道府県GAP

2 価格差補給助成金の交付申請及び概算払請求

(1) 価格差補給助成金の交付を受けようとする野菜価格安定法人は、1により認定を受けた実施計画に係る業務区分ごとに、別紙様式第1号により特定野菜等供給産地育成価格差補給助成金交付申請（兼概算払請求）書を作成の上、機構に提出するものとする。

(2) (1)の特定野菜等供給産地育成価格差補給助成金交付申請（兼概算払請求）書の機構への提出期限は、当該業務区分に係る対象特定野菜等（特定野菜等実施要領第3の2に規定されるものをいう。）の対象出荷期間の終了後2月以内に提出するものとする。

ただし、共同出荷組織等への出荷実績数量等の確認に通常以上の期間を要する等特別の事由がある場合にあつては、この限りでない。

3 価格差補給助成金の交付決定変更申請及び概算払請求又は既受領額返納申請

野菜価格安定法人は、2の交付申請により機構から価格差補給助成金の交付決定及び概算払に係る通知が行われた後において、当該価格差補給助成金額に変更がある場合には、別紙様式第2号により、特定野菜等供給産地育成価格差補給助成金交付決定変更申請（兼概算払請求（既受領額返納申請））書を作成の上、機構に提出するものとする。

4 特定野菜等供給産地育成価格差補給交付金等交付事業遂行状況報告等

(1) 価格差補給交付金等の交付

野菜価格安定法人は、機構から価格差補給助成金の交付を受けたときは、特定野菜等実施要領第4の2の(5)及び業務方法書第170条第1項の規定に基づき、速やかに、価格差補給交付金等を共同出荷組織等に対して交付しなければならない。

(2) 特定野菜等供給産地育成価格差補給交付金等交付事業遂行状況の報告

野菜価格安定法人は、(1)により共同出荷組織等に対し価格差補給交付金等を交付したときは、遅滞なく、別紙様式第3号により特定野菜等供給産地育成価格差補給交付金等交付事業遂行状況報告書を機構に提出しなければならない。

5 特定野菜等供給産地育成価格差補給交付金等交付事業実績報告

野菜価格安定法人は、毎年度(4月1日から翌年3月31日までをいう。ただし、平成15年度にあつては10月1日から翌年3月31日までをいう。)、機構から交付を受けた価格差補給助成金に係る価格差補給交付金等について、翌年度の4月30日までに、別紙様式第4号により、特定野菜等供給産地育成価格差補給交付金等交付事業実績報告書を機構に提出するものとする。

第5 帳簿等の整備保管等

- 1 野菜価格安定法人は、価格差補給助成金の経理については、他と明確に区分して整理するとともに、その内容を明らかにした帳簿及び関係書類を整備保管するものとし、その保存期間は、価格差補給交付金等の交付が完了した年度の翌年度から起算して5年間とする。
- 2 前項に基づき、整備保管すべき帳簿及び関係書類のうち、電磁的記録により整備保管が可能なものは、電磁的記録によることができる。

附 則

- 1 この要綱は、平成15年10月1日から施行する。
- 2 旧野菜供給安定基金業務方法書(当該業務方法書に基づく細則を含む。)の規定によってした手続その他の行為は、この交付要綱の相当規定によってしたものとみなす。
- 3 平成15年9月30日以前の日旧野菜供給安定基金業務方法書第92条の規定により野菜価格安定法人に交付した助成金に係る旧野菜供給安定基金業務方法書第95条第3項の規定による交付結果の報告は、前項の規定にかかわらず、別記様式第3号に準じて機構理事長あて行うものとする。この場合において、別記様式第3号中「特定野菜等供給産地育成価格差補給交付金等交付事業遂行状況報告書」を「特定野菜等供給産地育成価格差補給交付金等交付報告書」に、本文を「下記のとおり価格差補給交付金等を交付しましたので、貴機構の特定野菜等供給産地育成価格差補給助成金交付要綱附則第3項の規定に基づき報告します。」に代えるものとする。

また、当該交付した助成金について、この要綱の施行後に第4の3の規定により交付決定変更申請書を提出した野菜価格安定法人が、概算払を受け、又は既受領額を返納した場合には、準用する別記様式第3号において当該金額を外数として括弧書等により明確に区分して整理するものとする。

- 4 旧野菜供給安定基金業務方法書第88条の規定により、旧野菜供給安定基金の認定を受けた実施計画は、第4の1により機構から認定を受けたものとみなす。

附 則（平成20年12月1日付け20農畜機第3471号）
この要綱の変更は、平成20年12月1日から施行する。

附 則（平成23年3月31日付け22農畜機第5183号）
この要綱の変更は、平成23年4月1日から施行する。

附 則（平成28年9月30日付け28農畜機第3284号）
この要綱の変更は、平成28年10月3日から施行し、平成26年4月1日から適用する。

附 則（平成29年6月30日付け29農畜機第1921号）
この要綱の変更は、平成29年6月30日から施行する。

附 則（平成30年3月29日付け29農畜機第6795号）
この要綱の変更は、平成30年4月1日から施行する。

附 則（令和3年4月1日付け3農畜機第50号）
この要綱の変更は、令和3年4月1日から施行する。

附 則（令和5年4月1日付け5農畜機第287号）
この要綱の変更は、令和5年4月1日から施行する。

附 則（令和6年10月4日付け6農畜機第4326号）
この要綱の変更は、令和6年10月4日から施行する。ただし、第4の1の規定の変更については、令和7事業年度から適用する。

附 則（令和8年4月7日付け8農畜機第285号）
この要綱の変更は、令和8年4月7日から施行する。

別紙様式第1号

特定野菜等供給産地育成価格差補給助成金交付申請（兼概算払請求）書

文書番号
年 月 日

独立行政法人農畜産業振興機構
理事長 ○○ ○○ 殿

住 所
都道府県野菜価格安定法人名
代表者 氏 名

貴機構から、○年○月○日付け○第○号をもって認定を受けた特定野菜等供給産地育成価格差補給交付金等交付事業実施計画に基づき、下記のとおり特定野菜等供給産地育成価格差補給交付金等交付事業を実施したいので、特定野菜等供給産地育成価格差補給助成金交付要綱（以下「交付要綱」という。）第4の2に基づき、特定野菜等供給産地育成価格差補給助成金の交付をされたく申請いたします。

また、交付決定の上は、当該申請金額について、交付要綱第4の2に基づき、概算払にて交付されたく請求いたします。

記

1 価格差補給助成金交付申請額 ○○○○円

2 業務区分

- (1) 対象特定野菜等 ○○○○
- (2) 対象市場群 ○○ブロック
- (3) 対象出荷期間 ○月○日～○月○日

3 1の算出基礎

4 共同出荷組織等別価格差補給交付金等の金額

5 その他特記すべき事項

- (1) 規格外品
- (2) 特例申込みの有無

注：対象出荷期間の終了後2月を経過して当該申請書を提出する場合はあつては、(3)として、その理由を記載すること。

6 助成金の振込先

7 添付資料

当該価格差補給助成金の算出根拠たる出荷実績数量及び販売金額に係る旬別（さといも、たまねぎ及びばれいしょにあつては、月別。）の集計表を添付すること。

※郵送で申請する場合は、欄外に責任者及び担当者の氏名、連絡先を記載すること。

(別紙1)

3 1の算出基礎

月・旬別 区分	○月			○月			○月			合 計
	上旬	中旬	下旬	上旬	中旬	下旬	上旬	中旬	下旬	
A 対象出荷期間 の出荷実績数量 (kg)										
B 同上の販売金 額 (円)										
C 平均販売価額 (円/kg)										
D価格差補給交付 金等の単価 (円/kg)										
E 交付予約数量 (t)										
F 旬別交付対象 数量 (kg)										
G 価格差補給交 付金等の金額 (円)										
H 価格差補給助 成金額 (円)										
I 交付準備金額 (円)										

注：1) さといも、たまねぎ及びびばれいしょに係る業務区分にあつては、各欄とも月別に算出すること。

2) 「F旬別交付対象数量」とは、特定野菜等供給産地育成価格差補給事業実施要領第3の3の(6)のウの(ウ)に規定する対象特定野菜等の数量をいう。

<様式例>

(別紙2)

4 共同出荷組織等別価格差補給交付金等の金額

産地名	共同 出荷 組織 等名	交 付 予 約 数 量	月	旬	総数	規格品	旬 別	交 付	価 格 差 補	格 差 補 給	価 格 差 補	共 同 出 荷	出 荷 組 織	共 同 出 荷				
					kg	kg	出 荷 比 率 %	対 象 数 量 kg	給 交 付 金 単 価 円. 銭	付 金 等 (予 定) 金 額 円	給 助 成 金 額 円	荷 等 備 額 円	組 別 金 額 円	組 等 別 必 要 造 成 額 円				
				上														
					中													
					下													
				中	上													
					中													
					下													
				計														
								上										
									中									
下																		
中	上																	
	中																	
	下																	
計																		
合 計								上										
									中									
				下														
				中	上													
					中													
					下													
				計														

注：さといも、たまねぎ及びばれいしょに係る業務区分にあつては、各欄とも月別に算出すること。

<様式例>

添付資料

旬 別 集 計 表

対象特定野菜等：○○○

対象市場群：○○ブロック

対象出荷期間：○月～○月

共同出荷 組織等名	月	旬	総 数		規格品		B/A (円、銭)		
			数量(kg)	金額(円)	数量A(kg)	金額B(円)			
	○月	上					/		
		中							
		下							
	○月	上							
		中							
		下							
	計								
		○月	上						/
			中						
下									
○月		上							
		中							
		下							
計									
合 計		○月	上						
			中						
	下								
	○月	上							
		中							
		下							
	計								

注：さといも、たまねぎ及びびばれいしょに係る業務区分にあつては、各欄とも月別に算出すること。

別紙様式第2号

特定野菜等供給産地育成価格差補給助成金交付決定
変更申請（兼概算払請求（既受領額返納申請））書

文書番号
年 月 日

独立行政法人農畜産業振興機構
理事長 ○○ ○○ 殿

住 所
都道府県野菜価格安定法人名
代表者 氏 名

○年○月○日付け○第○号により交付決定（概算払交付）通知のあった特定野菜等供給産地育成価格差補給助成金については、下記のとおり変更したいので承認されたく、特定野菜等供給産地育成価格差補給助成金交付要綱（以下「交付要綱」という。）第4の3の規定に基づき申請します。

また、御承認の上は、下記の金額につき、概算払にて交付されたく（既受領額を返納したく）交付要綱第4の3に基づき申請いたします。

記

1 変更理由

○が、○○により○○となったことによる。

2 価格差補給助成金交付申請額 (既受領額 ○○○○円)
○○○○円

3 追加概算払請求額（既受領額返納申請額） 注：返納の場合は、「▲」表示。

4 業務区分

- (1) 対象特定野菜等 ○○○○
- (2) 対象市場群 ○○ブロック
- (3) 対象出荷期間 ○月○日～○月○日

5 3の算出基礎

6 共同出荷組織等別価格差補給交付金等の金額

7 その他特記すべき事項

- (1) 規格外品
- (2) 特例申込みの有無

8 助成金の振込先

9 添付資料

当該価格差補給助成金の算出根拠たる出荷実績数量及び販売金額に係る旬又は月別の集計表を添付すること。

※郵送で申請する場合は、欄外に責任者及び担当者の氏名、連絡先を記載すること。

<助成金の変更承認申請の場合>

(別紙1)

5 3の算出基礎

月・旬別 区分		○月			○月			○月			合 計
		上旬	中旬	下旬	上旬	中旬	下旬	上旬	中旬	下旬	
A 対象出荷期間の出荷実績数量 (kg)	a変更前 b変更後 c(b-a)										
B 同上の販売金額 (円)	a変更前 b変更後 c(b-a)										
C 平均販売価格 (円/kg)	a変更前 b変更後 c(b-a)										
D 価格差補給交付金等の単価 (円/kg)	a変更前 b変更後 c(b-a)										
E 交付予約数量 (t)											
F 旬別交付対象数量 (kg)	a変更前 b変更後 c(b-a)										
G 価格差補給交付金等の金額 (円)	a変更前 b変更後 c(b-a)										
H 価格差補給助成金額 (円)	a変更前 b変更後 c(b-a)										
I 交付準備金額 (円)											

注：1) さといも、たまねぎ及びばれいしょに係る業務区分にあつては、各欄とも月別に算出すること。

2) 「F旬別交付対象数量」とは、特定野菜等供給産地育成価格差補給事業実施要領第3の3の(6)のウの(ウ)に規定する対象特定野菜等の数量をいう。

＜様式例＞ ＜助成金の変更承認申請の場合＞
 （別紙２）

6 共同出荷組織等別価格差補給交付金等の金額

産地名	共同出荷組織等名	交付予約数量	月	旬		総数 kg	規格品 kg	旬別出荷比率 %	交付対象数量 kg	価格差補給交付金等交付単価 円・銭	価格差補給交付金等交付(予定)金額 円	価格差補助助成金額 円	共同出荷組織等別準備金総額 円	共同出荷組織等別必要造成額 円				
				上	a変更前 b変更後 c(b-a)													
				中	a変更前 b変更後 c(b-a)													
				下	a変更前 b変更後 c(b-a)													
				上	a変更前 b変更後 c(b-a)													
				中	a変更前 b変更後 c(b-a)													
				下	a変更前 b変更後 c(b-a)													
			計	a変更前 b変更後 c(b-a)														
							上	a変更前 b変更後 c(b-a)										
							中	a変更前 b変更後 c(b-a)										
							下	a変更前 b変更後 c(b-a)										
							上	a変更前 b変更後 c(b-a)										
							中	a変更前 b変更後 c(b-a)										
下	a変更前 b変更後 c(b-a)																	
計	a変更前 b変更後 c(b-a)																	
合 計				上	a変更前 b変更後 c(b-a)													
				中	a変更前 b変更後 c(b-a)													
				下	a変更前 b変更後 c(b-a)													
				上	a変更前 b変更後 c(b-a)													
				中	a変更前 b変更後 c(b-a)													
				下	a変更前 b変更後 c(b-a)													
				計	a変更前 b変更後 c(b-a)													

注：さといも、たまねぎ及びばれいしょに係る業務区分にあつては、各欄とも月別に算出すること。

<様式例>

《助成金の変更承認申請の場合》

添付資料

旬別集計表

対象特定野菜等:○○○

対象市場群 :○○ブロック

対象出荷期間 :○月～○月

共同出荷組 織等名	月	旬	a 変 更 前				b 変 更 後					c=b-a						
			総 数		規 格 品		B/A (円、銭)	総 数		規 格 品		D/C (円、銭)	総 数		規 格 品		(円、銭)	
			数量(kg)	金額(円)	数量A(kg)	金額B(円)		数量(kg)	金額(円)	数量C(kg)	金額D(円)		数量(kg)	金額(円)	数量(kg)	金額(円)		
	○月	上																
		中																
		下																
	○月	上																
		中																
		下																
	計																	
		○月	上															
			中															
下																		
○月		上																
		中																
		下																
計																		
合 計		○月	上															
			中															
	下																	
	○月	上																
		中																
計																		

別紙様式第3号

特定野菜等供給産地育成価格差補給交付金等交付事業遂行状況報告書

文書番号
年 月 日

独立行政法人農畜産業振興機構
理事長 ○○ ○○ 殿

住 所
都道府県野菜価格安定法人名
代表者 氏 名

○年○月○日付け○第○号をもって交付の(変更交付)決定を受けた特定野菜等供給産地育成価格差補給助成金について、特定野菜等供給産地育成価格差補給助成金交付要綱第4の4の(2)の規定に基づき、下記のとおり報告します。

記

1 業務区分

- (1) 特定野菜等 ○○○○
- (2) 対象市場群 ○○ブロック
- (3) 対象出荷期間 ○月○日～○月○日

2 価格差補給助成金の受領額 ○○○○円

3 交付経過

価格差補給助成金受領年月日	共同出荷組織等名	共同出荷組織等への価格差補給交付金等の金額	共同出荷組織等への価格差補給交付金等の交付年月日
○年○月○日	○○○	円 ○○○○	○年○月○日
	○○○	○○○○	○年○月○日
	計	○○○○	

※郵送で申請する場合は、欄外に責任者及び担当者の氏名、連絡先を記載すること。

別紙様式第4号

特定野菜等供給産地育成価格差補給交付金等交付事業実績報告書

文書番号
年 月 日

独立行政法人農畜産業振興機構
理事長 ○○ ○○ 殿

住 所
都道府県野菜価格安定法人名
代表者 氏 名

○年度における特定野菜等供給産地育成価格差補給交付金等交付事業の実績について、特定野菜等供給産地育成価格差補給助成金交付要綱第4の5の規定に基づき、下記のとおり報告します。

記

- | | | |
|---|-------------------|---------------|
| 1 | 価格差補給交付金等交付額 | ○○○○円 |
| 2 | 価格差補給助成金の受領額 | ○○○○円 |
| 3 | 業務区分別事業実績 | (別紙のとおり) |
| 4 | 価格差補給交付金等交付事業実施期間 | ○年○月○日～○年○月○日 |

※郵送で申請する場合は、欄外に責任者及び担当者の氏名、連絡先を記載すること。

別紙

業務区分別事業実績

業務区分			価格差補助助成金		価格差補給交付金等交付額		備考
対象特定野菜等名	対象市場群	対象出荷期間	受領額 (円)	受領年月日	交付額 (円)	共同出荷組織等への 交付年月日	
〇〇〇〇	〇〇	〇/〇~〇/〇	〇〇, 〇〇〇	〇年〇月〇日	〇〇, 〇〇〇	〇年〇月〇日	〇年度事業
〇〇〇〇	〇〇	〇/〇~〇/〇	〇〇, 〇〇〇	〇年〇月〇日	〇〇, 〇〇〇	〇年〇月〇日	〇年度事業
計			〇〇, 〇〇〇		〇〇, 〇〇〇		

注：備考欄には、対象出荷期間の開始日が当該年の4月1日から翌年3月31日までのものを一の年度として当該年度事業

「〇年度事業」と記すものとする。

ただし、春だいこん、春夏にんじん及び春はくさいについては、対象出荷期間の開始日が当該年の3月16日からのものを当該年度事業「〇年度事業」として記すものとする。

また、対象出荷期間が当該年の1月1日から同4月30日まで及び当該年の3月1日から同4月30日までの品目においては、当該年の4月1日から同4月30日を対象出荷期間とした場合であっても当該4月から始まる年度ではなく、その前年度の事業とする。